

○「水防災意識社会 再構築ビジョン」に基づく
留萌振興局管内二級河川の減災に関する取組方針

平成30年5月29日

令和 3年7月 9日【改定】

留萌振興局河川減災対策協議会

1. はじめに

留萌振興局管内においては、昭和 53 年 8 月の豪雨、昭和 56 年 8 月の台風 12 号・15 号の豪雨などにより洪水に見舞われた。昭和 53 年 8 月の洪水では、各地で計画高水位を超え既往最高水位を記録し、小平町では、家屋浸水 48 戸、農地冠水 503ha、橋梁流失 2 ヶ所、道道の決壊他 20 件の道路損壊、その他町道においても甚大な被害を被った。昭和 56 年 8 月の豪雨では、古丹別川流域の市街地や農地などを中心として浸水面積 544ha、床下浸水 24 戸、床上浸水 16 戸の被害が発生している。

近年では、初山別川において平成 11 年 7 月の豪雨により浸水被害、河岸の決壊、護岸の破損等の被害が発生している。その後、平成 22 年 7 月の豪雨では茂築別川流域で農耕地の冠水被害などが発生したのをはじめ、遠別川、オタコシベツ川等においても氾濫被害が発生し、平成 26 年 8 月、平成 28 年 8 月の豪雨では古丹別川などにおいて浸水被害や護岸等の破損被害が発生している。

全国的には、平成 27 年 9 月関東・東北豪雨では、流下能力を上回る洪水により利根川水系鬼怒川の堤防が決壊し、氾濫流による家屋の倒壊・流失や広範囲かつ長期間の浸水が発生した。これらに住民の避難の遅れも加わり、近年の水害では例を見ないほどの多数の孤立者が発生する事態となった。

また、道内においては、平成 28 年 8 月以降に相次いで発生した台風による豪雨被害では、北海道が管理する中小河川においても甚大な被害が発生した。

今後、気候変動などの影響により、河川の流下能力を上回る洪水の発生頻度が全国的に高まることが懸念されている。

このような状況等を踏まえ、社会全体で洪水に備える「水防災意識社会」の再構築を推進するため、留萌振興局管内二級河川流域の町村、留萌振興局、留萌開発建設部及び旭川地方气象台により、平成 29 年 6 月 19 日に「留萌振興局河川減災対策協議会」（以下、「協議会」という。）を設立し、その後、8 月 18 日に規約を改正し、構成員を追加している。

留萌振興局管内二級河川における主な課題は、過去の洪水において、中小河川の氾濫により河川周辺の低平地が広範囲にわたり浸水することである。

また、管内においては、海沿いに点在する集落を流れる河川も多く、これらは急峻な山間を流下し下流で市街地に達するため、急激な水位上昇による避難の遅れが想定されることに加え、氾濫した場合には浸水域が住居エリアへ拡大し、避難が困難となる浸水深に達するおそれがあるため、的確な水防活動による安全な避難場所への避難時間の確保や自発的な避難行動を促すための取組、確実かつ適切なタイミングでの避難情報を伝達することが必要とされる。

これらの課題に対し、協議会では、留萌振興局管内で発生する大規模水害に対し「ハード対策とソフト対策を一体的、総合的、計画的に推進し、社会全体で常に洪水に備える「水防災意識社会」を再構築することを目的に、避難勧告の発令等を担う市町村と、河川管理者である北海道や国、防災支援機関である旭川地方気象台や自衛隊、警察、消防が一体となつて行う取組内容を取りまとめた。

主な取組は以下のとおりである。

- 円滑かつ迅速な避難のための取組
- 的確な水防活動のための取組
- 氾濫水の排水、浸水被害軽減に関する取組

本資料は、協議会規約第3条に基づき取りまとめたものである。

2. 本協議会の構成員

本協議会の参加機関及び構成員は、以下の通りである。

関係機関	構成員
留萌振興局	局長〔会長〕
留萌開発建設部	部長
旭川地方気象台	台長
増毛町	町長
小平町	町長
苫前町	町長
羽幌町	町長
初山別村	村長
遠別町	町長
陸上自衛隊第26普通科連隊	第26普通科連隊長
北海道警察旭川方面本部	警備課長
北海道旭川方面留萌警察署	署長
北海道旭川方面羽幌警察署	署長
北海道旭川方面天塩警察署	署長
増毛町消防本部	消防長
留萌消防組合	消防長
北留萌消防組合	消防長

3. 対象流域の概要と主な課題

■地形的特徴

対象流域は、日本海に面した増毛町、小平町、苫前町、羽幌町、初山別村、遠別町の5町1村を流れる二級河川の流域である。

このうち、比較的流域面積の大きい小平薬川（小平町）、古丹別川（苫前町）、羽幌川（羽幌町）、遠別川（遠別町）の4河川の流域を除くと、流域面積も小さく急峻な山間地から海沿いの集落地まで一気に下る急勾配な河川がほとんどである。そのため対象流域では以下の特徴を有する。

- ① 山地に挟まれた地形（谷底を流れるような地形）を流下することから、流域内に降った雨は短時間で下流の集落に流下する。
- ② 流域面積が大きい、小平薬川、古丹別川、羽幌川、遠別川においては、低平地を蛇行しながら流下する。河川沿いの低平地には分散して集落や水田などが形成されており、氾濫原となる部分に資産が集積している。

■河川改修の状況と水位情報の通知

留萌振興局管内においては、多くの洪水被害に見舞われている。

河川改修事業については、被害を受けた河川や土地の利用形態などを考慮し、従前より事業を実施してきたが、平成9年の河川法改正に伴い、河川整備の目標や実施に関する事項などを盛り込んだ河川整備計画の策定が義務付けられたため、必要な河川について順次策定し改修を行っている。

（河川整備計画策定済み河川・・・初山別川水系（H21.1 策定）、小平薬川水系（H21.7）、古丹別川水系（H22.1）、茂築別川水系（H29.10））

これら河川整備計画の中では、次の事項について実施することとしている。

- ・ 洪水を安全に流下させるための堤防の整備、河道の掘削など
- ・ 河川の巡視及び点検の実施と維持管理
- ・ 河川情報の迅速な提供と情報の共有化
- ・ 洪水被害の防止・軽減のための水防活動の支援、地域や関係機関との連携

対象流域内の河川改修状況については、現在、古丹別川、初山別川の2河川で広域河川改修事業、茂築別川では総合流域防災事業が実施されている。

水位情報の通知に関しては、水位周知河川（洪水により相当な損害を生じるおそれのある河川）として、現在以下の2河川が指定されている。

水位周知河川は洪水特別警戒水位として、「水防団待機水位」「氾濫注意水位」「避難判断水位」「氾濫危険水位」などを設定し、洪水時にこれらの水位に到達した時に水防管理者および量水標管理者に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて一般に周知する。

No.	指定年月日	水系名	河川名	関係市町村名
1	H21. 1. 8	古丹別川	古丹別川	苫前町
2	H21. 1. 8	古丹別川	三毛別川	苫前町

また、水位通報河川としては、下記の8河川があり、水位情報をホームページで公表している。

No.	水系名	河川名	関係市町村名
1	暑寒別川	暑寒別川	増毛町
2	信砂川	信砂川	増毛町
3	バンゴベ川	バンゴベ川	留萌市
4	温寧川	温寧川	小平町
5	羽幌川	羽幌川	羽幌町
6	初山別川	初山別川	初山別村
7	遠別川	遠別川	遠別町
8	雄信内川	雄信内川	天塩町

■対象流域の社会経済等の状況

対象流域の土地利用は、総面積の8割近くが森林となっており、平地部では南北で異なる自然条件を活かした、稲作・畑作・野菜・果樹・酪農などバラエティーに富んだ農業が営まれている。遠別町以南では水稲・畑作物・野菜の生産が行われ、増毛町は道内有数の果樹産地である。また、天塩町・遠別町では広大な土地基盤を活かし、道内でも有数の酪農地帯となっている。

日本海に面した区域では、ホタテ稚貝養殖、刺し網、さけ定置、たこなどの漁業が行われ、また、沖合では武蔵堆などの好漁場を擁し、エビ、タラ漁業などが行われている。近年は、水産基盤整備のため漁港整備や魚礁等の設置を行っており、併せて、ニシン・ヒラメ・サケなどの種苗を管内各地で放流し、「獲る漁業」から「つくり育てる漁業」への転換が図られている。

留萌管内の主幹道路は、国道231号（札幌～留萌）、232号（留萌～天塩）が沿岸に沿って南北に走り、広域観光ルート「日本海オロロンライン」の愛称で呼ばれている。海水浴シーズンには多くの観光客が訪れており、近年は、各地で温泉を利用した施設の整備が行われ、従来の通過型観光から通年・滞在型観光への取組が進められている。

■対象流域での主な課題

対象流域は山地に挟まれた地形を流れ、下流の海沿い市街地部付近で広がりを見せるものの、降雨開始から洪水が到達するまでの時間が非常に短い河川がほとんどである。

また、比較的流域面積が大きな農耕地の集落や田畑の中を流下する河川についても、過去の水害では、家屋、農地、道路等への浸水被害が発生しており、避難路が途絶するおそれもある。このことから、迅速・確実な避難行動を推進するに当たり、以下の点が課題として挙げられる。

○ 点在する集落が広範囲にわたり浸水

海沿いに点在する集落を流れる河川は、急峻な山間を流下し下流で市街地に達するため、急激な水位上昇による避難の遅れが想定されることに加え、氾濫した場合には浸水域が住居エリアへ拡大し、避難が困難となる浸水深に達するおそれがある。そのため、的確な水防活動による安全な避難場所への避難時間の確保や自発的な避難行動を促すための取組、確実かつ適切なタイミングでの避難情報を伝達することが重要である。

○ 氾濫による基幹産業への影響

河川沿いの浸水が想定される低平地には、点在する集落のほか地域の基幹農業を支える水田地帯などが広がることから、排水施設等の改善および迅速・的確な排水活動を実施するための取組が重要である。

○ 水防資機材の備蓄

海沿いの集落では、洪水により国道などの交通遮断が発生すると陸の孤島と化す懸念があるため、近隣町村との連携を含め、水防資機材の備蓄等の対応が必要である。

これらの課題に対して、本協議会では対象流域内での大規模水害に対する取組内容について検討を行った。

4. 取組の現状と課題

対象流域における減災対策について、各構成員が現在実施している取組ならびに取組に対する課題を抽出した結果、概要は以下のとおりである。

※アルファベットは「6. 概ね5年で実施する取組」に記載の取組項目との対応関係を示す。

①円滑かつ迅速な避難のための取組

※現状：○、課題：●（以下同様）

項目	現状と課題	
①-1 情報伝達、避難計画等に関する事項		
洪水時における河川管理者等からの情報提供の内容及びタイミングの確認	<ul style="list-style-type: none"> ○ 水位周知河川について、避難勧告等発令の目安となる水防情報の発表等を実施している。 苫前町長と水位周知河川について、ホットラインを構築。 【留萌振興局】 ○ 大規模氾濫が発生した場合、留萌振興局の対策本部にリエゾンを派遣する。【留萌開建】 ○ 気象警報・注意報を発表し、現象ごとに警戒期間、注意期間、ピーク時間帯、雨量などの予想最大値等について危険度を色分けした時系列で提供している。また、5日先までの「警報級の可能性」を提供している。【旭川地方气象台】 ○ 河川災害発生時等、留萌振興局に連絡幹部を派遣。 【陸上自衛隊】 ○ 河川水位等の情報は、国土交通省の「川の防災情報」等により確認する。 【関係機関】 ○ 水害を含めたあらゆる災害事象について、各関係機関の防災担当者と情報共有し、連絡体制の確立を図る。【北海道警察】 	
	<ul style="list-style-type: none"> ● 水位情報等の収集方法・連絡体制の確認。 ● ホットラインによる情報提供の内容、タイミングの確認 	A

項目	現状と課題	
避難勧告等の発令対象地域、発令判断基準等の確認	<ul style="list-style-type: none"> ○ 避難勧告等の発令に着目した河川水位等の情報を関係機関に通知している。【留萌振興局】 ○ 避難勧告等の発令基準の検討の支援を行っている。 【旭川地方気象台】 ○ 避難勧告等の発令の判断基準を作成し、避難勧告等の判断・伝達マニュアル等に掲載。 【苫前町、羽幌町、初山別村、遠別町】 ○ 水害に関する避難勧告等の判断・伝達マニュアルなし。 【増毛町、小平町】 	
水害危険性（浸水想定及び河川水位等の情報）の周知	<ul style="list-style-type: none"> ● タイムラインが整備されておらず、大規模な水害に対し、時系列に沿って各機関が取るべき行動が明らかになっていない。 ● 避難勧告等の発令基準や、発令対象地区が明確になっていない。 	B
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 3時間先までの雨量予測に基づく「洪水警報の危険度分布」をホームページ等で提供している。また、6時間先までの流域雨量指数の予測値を気象庁防災情報提供システムで提供している。【旭川地方気象台】 ○ 河川水位等の情報をホームページで公表している。基準観測所の水位に応じて水防警報を発表している。洪水氾濫危険区域図を作成し、関係機関と情報共有。危機管理型水位計配置計画を策定。【留萌振興局】 ○ 河川水位等の情報は、国交省 HP「川の防災情報」により確認する。【関係機関】 	C

項目	現状と課題		
	ICT等を活用した住民等へ適切かつ確実に情報伝達する体制や方法の改善・充実	<ul style="list-style-type: none"> ○ 雨量・河川水位・ダム情報を「川の防災情報」ホームページで伝達している。【留萌振興局】 ○ 気象警報、注意報等の情報をホームページやテレビ等を通じて伝達している。【旭川地方気象台】 ○ 防災行政無線、Lアラート連携、IP告知端末、広報車両、消防車両・消防団、警察車両等による。 【関係機関】 ○ 防災講話等の機会を活用して、住民等に対し河川情報についての理解を深める。【北海道警察】 ○ 消防職員、団員に対してはメール配信を実施する。 【増毛町消防本部】 	
		<ul style="list-style-type: none"> ● 住民への情報の周知方法の確認及び、より有効な方法の検討。 ● 住民の河川情報等に対する理解を深める。 	D
	隣接市町村等への広域避難体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> ○ 留萌管内8市町村災害時相互応援協定（H29.2）に基づき、連携を図る。【関係機関】 ○ 5町1村で構成されているため組合内での協力及び広域消防応援協定に基づいて行う。【関係機関】 	
		<ul style="list-style-type: none"> ● 継続的に取組を実施する。 	E

項目	現状と課題	
要配慮者利用施設等における避難計画等の作成・訓練に対する支援	<ul style="list-style-type: none"> ○ 関係機関との情報共有を行っている。 管内要配慮者利用施設管理者へ水害や土砂災害対応の説明会を開催。【留萌振興局】 ○ 自力救済を原則とするが、要配慮者を速やかに誘導するため、地域住民、町内会、関係団体、福祉事業者の協力を得ながら避難誘導を行う旨を地域防災計画に規定している。 【増毛町】 ○ 職員、消防吏員、消防団員、警察官が協力して、要配慮者を優先的に避難誘導を行う旨を地域防災計画に規定している。 【関係機関】 ○ 各市町村等が実施する防災訓練を支援又は参加。 【陸上自衛隊】 ○ 5町1村で構成されているため組合内での協力及び広域消防応援協定に基づいて支援。【関係機関】 	
	<ul style="list-style-type: none"> ● 要配慮者利用施設等において避難確保計画が策定されていない。 	F

項目	現状と課題	
① - 2 平時からの住民等への周知・教育・訓練に関する事項		
想定最大規模降雨に係る洪水浸水想定区域図等の共有	○ 洪水浸水想定区域図等を作成しインターネット等で公表。洪水氾濫危険区域図を作成し関係機関と情報共有。 【留萌振興局】	
	● 洪水氾濫危険区域図について、関係機関と情報共有。	G
洪水ハザードマップの作成・改良と周知	○ ハザードマップの作成や見直しを、平成 29～30 年度に予定。【増毛町、小平町、苫前町、羽幌町、初山別村】	
	● 想定最大規模の洪水に基づくハザードマップの作成。	H
まるごとまちごとハザードマップの促進	○ 必要性を含め検討していく。【羽幌町】	
	● 必要性の検討。	I
住民、関係機関が連携した避難訓練等の充実	○ 地震津波防災訓練を実施。【増毛町】 ○ 地域防災計画の防災訓練計画において民間団体、地域住民等との共同訓練の実施を掲載。【苫前町】 ○ 必要に応じ、実施や実施の検討を行う。【羽幌町、初山別村】 ○ 各市町村等が実施する防災訓練を支援又は参加。【陸上自衛隊】 ○ 各自治体等が主催する防災訓練に参加する。【北海道警察】 ○ 各町内会及び老人クラブ等が主催する避難訓練に参加協力。 【留萌消防組合】 ○ 各町村で行う防災訓練等への参加、又学校、病院等で行う避難訓練等への参加。【北留萌消防組合】	
	● 関係機関における取組のばらつき。	J

項目	現状と課題	
	防災教育の促進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 一日防災学校を実施する。【小平町】 ○ 教育機関、民間団体等と密接な連携の下、防災に関する教育を実施する旨を地域防災計画に掲載（実施実績なし）。 【苫前町】 ○ 必要に応じ、実施や実施の検討を行う。【羽幌町、初山別村】 ○ 各市町村等が実施する防災教育を支援又は参加。 【陸上自衛隊】 ○ 各町内会及び老人クラブ等に対し、定期的に防災教室の実施依頼文を配布している。【留萌消防組合】 ○ 避難訓練、防災教育等の要請があれば協力。 【北留萌消防組合】
		<ul style="list-style-type: none"> ● 関係機関における取組のばらつき。
		K

項目	現状と課題	
①-3 円滑かつ迅速な避難に資する施設等の整備に関する事項		
危機管理型水位計、河川監視用カメラの整備	○ 河川監視用カメラについて、必要性を含め検討。【羽幌町】	
	● 危機管理型水位計の早急な整備等。	L
危機管理型ハード対策の実施等	○ 粘り強い構造の堤防整備として、堤防天端舗装を実施している。また、流下能力が不足している河道に対し、流下断面を確保するための河道掘削や伐開、堤防整備を実施している。【留萌振興局】 ○ 毎年、温寧川河口に堆積する砂の撤去を行っている。【小平町】 ○ 福寿川の勾配が緩いため、羽幌川から土砂（濁水）が流入し堆積する。定期的に土砂撤去が必要。【羽幌町】	
	● 危機管理型ハード対策の促進。 ● 計画断面に対して流下能力が不足している箇所がある。	M
避難場所、避難経路の整備	○ 洪水に対する避難所は指定しているが、避難路は特に整備していない。【小平町】 ○ H28.2月に指定避難所等を指定しているが、避難に資する道路についても整備を図る。【羽幌町】 ○ 避難場所～ 地域防災計画に指定済み。【初山別村】 ○ 平成26年5月に指定避難所等を指定している。【遠別町】 指定避難所・指定緊急避難場所等は指定済み。【遠別町】	
	● 避難路等の整備が必要。	N

②的確な水防活動のための取組

項目	現状と課題	
②-1 水防活動の効率化及び水防体制の強化に関する事項		
重要水防箇所の確認	<ul style="list-style-type: none"> ○ 出水期前の定期点検のほか、異常時点検として出水中及び出水後に河川巡視を実施している。【留萌振興局】 ○ 当該河川における重要水防箇所を中心に巡視を行う（樋門樋管監視）。【増毛町、小平町、苫前町】 ○ 当該河川における重要水防箇所を中心に巡視を行い、合わせて海岸、堤防等についても巡視する。【羽幌町】 ○ 重要水防箇所を中心として区域内の河川の巡視を行い、特に非常配備時には樋門・樋管等を注意して監視する旨地域防災計画に記載している。【初山別村】 ○ 明確な規定はないが遠別川には重要水防箇所の定めがあることから、当該部を重点的に巡視することになるものと思われる。【遠別町】 ○ 振興局より情報収集。【陸上自衛隊】 ○ 関係機関と連携し、重要水防箇所の周知徹底を図る。 【北海道警察】 ○ 明確な規定はないが、信砂川等の樋門を点検している。 【増毛町消防本部】 ○ 各町村の重要水防箇所で確認したい。（北留萌消防組合） 	
	● 重要水防箇所の見直しや共同点検等。	○

項目	現状と課題	
	<p>水防資機材の整備等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 資材倉庫に土のう等の水防資機材を保管している。 【留萌振興局】 ○ 協議会を通じて水防資機材の保有状況を共有し必要に応じて貸与が可能。【留萌開建】 ○ 消防本部・建設部等が保有する資機材のほか、必要な資機材は調達による。 【増毛町、小平町、苫前町、羽幌町、留萌消防組合】 ○ 専用の備蓄倉庫は未整備。役場庁舎及び初山別地区の公共施設を利用して保管。【初山別村】 ○ 遠別町除雪センターに一部資機材が保管されている。消防本部・建設部等が保有する資機材のほか、必要な資機材は調達による。【遠別町】 ○ 29年度末、人命救助システム（Ⅲ型：水害対策用）納入予定。【陸上自衛隊】 ○ 作成済みの土のう及び土のう袋、スコップ等を保管している。【増毛町消防本部】 ○ 消防ポンプ自動車、小型ポンプ、ゴムボート等の整備及び町村との災害時における特殊機械等の協力体制。 【北留萌消防組合】 	
	<ul style="list-style-type: none"> ● 関係機関の水防資機材について、情報共有や充実を図る。 	P
	<p>水防訓練の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 排水ポンプ車等の操作訓練について、管内市町村ほかに案内を出し、実施している。【留萌開建】 ○ 地域防災計画の防災訓練計画において水防訓練の実施を掲載。（実施実績なし）【苫前町】 ○ 消防署及び消防団と連携する。【羽幌町】 ○ 人命救助システムの慣熟訓練の実施。【陸上自衛隊】 ○ 各自治体等が主催する防災訓練に参加する。【北海道警察】 ○ 水防団がないため消防団員が行う訓練に水防訓練を取り入れ時々行っている。【北留萌消防組合】 	
	<ul style="list-style-type: none"> ● 水防訓練の充実。 	Q

項目	現状と課題	
	水防に関する広報の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○ 町HPに防災マップを掲載。【苫前町】 ○ 消防署及び消防団と連携する。【羽幌町】 ○ 提供されるパンフレットやリーフレット等を配布する。 【遠別町】 ○ 広報資料等について情報収集及び状況確認。【陸上自衛隊】 ○ 各種イベント時に街頭啓発を行う。【北海道警察】
	水防団間での連携、協力に関する検討	<ul style="list-style-type: none"> ● 関係機関における取組のばらつき。 R
		<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域防災計画の水害予防計画において水防協力団体等、各機関相互の円滑な連携のもと水防活動を実施する旨掲載。 【苫前町】 ○ 消防署及び消防団と連携する。【羽幌町】 ○ 水防管理団体相互の応援・警察の援助要求、自衛隊派遣要請について、水防計画に掲載。【遠別町】
		<ul style="list-style-type: none"> ● 関係機関における取組のばらつき。 S

項目	現状と課題	
②-2 市町村庁舎や災害拠点病院等の自衛水防の推進に関する事項		
洪水時の市町村庁舎等の機能確保のための対策の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○ 関係機関との情報交換を行っている。 市町村業務継続計画（BCP）策定について、町村へ指導、助言。【留萌振興局】 ○ 役場庁舎等の敷地及びその周辺には、浸水想定区域はない。 【増毛町、小平町、苫前町、羽幌町、増毛町消防本部】 ○ 庁舎が浸水想定区域内に存在するため、浸水時には区域外の施設、代替庁舎による対応を行う。 【初山別村、遠別町、北海道警察】 ○ 駐屯地は浸水想定区域外。各関係機関等の代替庁舎予定位置の掌握。【陸上自衛隊】 ○ 消防本部庁舎は浸水想定区域にはないが各支署、分遣所等の浸水した場合の対応は代替庁舎による対応を行う。 【北留萌消防組合】 	
	<ul style="list-style-type: none"> ● 市町村業務継続計画（BCP）の策定。 ● 代替庁舎等の検討 	T

③氾濫水の排水、浸水被害軽減に関する取組

項目	現状と課題	
③ 水防活動の効率化及び水防体制の強化に関する事項		
排水施設、排水資機材の運用方法の改善及び排水施設の整備等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 町村と排水施設の位置等の情報を共有。また、定期点検を実施している。出水時の対応等のため、管理人の連絡先を町村を通じて把握。【留萌振興局】 ○ 内水排除のためのポンプ車をはじめ、各種災害対策機械の出動要請を受けて派遣・貸与が可能。【留萌開建】 ○ 毎年1回防災訓練を実施している。【増毛町、羽幌町】 ○ 温寧川についてはポンプ操作訓練を実施。【小平町】 ○ 消防用ポンプの運用訓練は定期的実施している。【増毛町消防本部】 ○ 春、秋季消防演習等で消防自動車ポンプ操法又小型ポンプ操法訓練を実施している。【北留萌消防組合】 	
	<ul style="list-style-type: none"> ● 排水施設等の改善や運用方法の検討。 	U

④その他

項目	現状と課題	
④その他		
災害時及び災害復旧に対する支援強化	<ul style="list-style-type: none"> ○ 被災状況調査や被災地支援、災害緊急対応等の支援要請を受けて TEC-FORCE 派遣が可能。【留萌開建】 ○ 各種災害協定に基づき、相互連携を図る。【羽幌町、遠別町】 ○ 人命救助セット（Ⅲ型）の導入により、水害対策能力向上。【陸上自衛隊】 ○ 災害時に出勤の協力要請があれば協力します。災害復旧に対する支援強化についてはありません。【北留萌消防組合】 	
	<ul style="list-style-type: none"> ● 研修会や訓練の実施。 ● 相互連携。 	V
災害情報の共有体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> ○ リエゾンの派遣について運用の充実を図っている。【留萌開建】 ○ 北海道総合行政情報ネットワークにより災害情報を共有。【苫前町】 ○ 関係機関との連絡を密にし、共有体制の強化に努める。【羽幌町】 ○ 地域防災計画に基づき、情報収集・交換等を関係機関等と共有を図る。【遠別町】 ○ 災害発生時、振興局及び各市町村等への連絡幹部の派遣。各市町村等災害対処計画に基づく情報共有の実施。【陸上自衛隊】 ○ 110 番通報等により認知した場合には、関係機関担当者等と情報共有する。【北海道警察】 ○ 災害等があれば消防署各支署から被害状況が消防本部に連絡が入り留萌振興局に連絡を入れています。【北留萌消防組合】 	
	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害情報の共有体制の充実。 	W

5. 減災のための目標

円滑かつ迅速確実な避難や的確な水防活動の実施、及び円滑かつ迅速な氾濫水の排水等の対策を実施するため、各構成員が連携して平成 33 年度までに達成すべき減災目標は、以下のとおりとした。

【5年間で達成すべき目標】

関係機関との連携を強化し、留萌振興局管内の二級河川で発生しうる大規模水害に対し、水防災意識社会の再構築への取組を進め、

「逃げ遅れゼロ」・「社会経済被害の最小化」

を目指す。

【目標達成に向けた3本柱】

対象流域において水災害防止を目的として河川管理者が実施する堤防整備等の洪水氾濫を未然に防ぐ対策に加え、以下の取組を実施。

- (1) 大規模水害に備えた迅速かつ確実な避難行動のための取組
- (2) 洪水氾濫被害軽減のための的確・迅速な水防活動に関する取組
- (3) 社会経済活動の早期復旧のための取組

6. 概ね5年で実施する取組

氾濫が発生することを前提として、社会全体で、常にこれに備える「水防災意識社会」を再構築することを目的に、各構成員が取り組む主な内容は次のとおりである。

① 円滑かつ迅速な避難のための取組

住民自らによる情報の収集、住民の避難行動に資するための情報発信等の不足が懸念されている。また、洪水を安全に流すための堤防整備等が途上である。

これらを踏まえた対策として、以下の取組を実施する。

主な取組項目	課題の対応	目標時期	取組機関
① - 1 情報伝達、避難計画等に関する事項			
洪水時における河川管理者等からの情報提供（ホットラインを含む）等の内容及びタイミングを確認	A	継続実施	留萌振興局、留萌開発建設部、旭川地方气象台、増毛町、小平町、苫前町、羽幌町、初山別村、遠別町、北海道警察、増毛町消防本部、留萌消防組合、北留萌消防組合
避難勧告等の発令対象区域、発令判断基準やタイムラインの作成等	B	継続実施	留萌振興局、旭川地方气象台、増毛町、小平町、苫前町、羽幌町、初山別村、遠別町、北海道警察
水害リスク情報の提供 危機管理型水位計の整備や活用の検討	C	継続実施	留萌振興局、旭川地方气象台、増毛町、小平町、苫前町、羽幌町、初山別村、遠別町
住民等へ適切かつ確実に情報伝達する体制や方法の改善・充実	D	継続実施	旭川地方气象台、増毛町、小平町、苫前町、羽幌町、初山別村、遠別町、北海道警察、留萌消防組合
広域避難体制の維持・構築や、要配慮者利用施設等における避難計画作成・訓練に対する支援等	E、F	継続実施	留萌振興局、旭川地方气象台、増毛町、小平町、苫前町、羽幌町、初山別村、遠別町、陸上自衛隊、増毛町消防

				本部、留萌消防組合
--	--	--	--	-----------

主な取組項目	課題の 対応	目標時期	取組機関
① - 2 平時からの住民等への周知・教育・訓練に関する事項			
想定最大規模降雨に係る洪水浸水想定区域図等の情報共有等	G	継続実施	留萌振興局、増毛町、小平町、苫前町、羽幌町、初山別村、遠別町、増毛町消防本部、留萌消防組合、北留萌消防組合
ハザードマップの作成等	H、I	継続実施	増毛町、小平町、苫前町、羽幌町、初山別村、遠別町
避難訓練の実施や防災教育の促進	J、K	継続実施	留萌振興局、旭川地方気象台、増毛町、小平町、苫前町、羽幌町、初山別村、遠別町、陸上自衛隊、北海道警察、増毛町消防本部、留萌消防組合、北留萌消防組合
① - 3 円滑かつ迅速な避難に資する施設等の整備に関する事項			
避難路等の整備等	L、N	継続実施	留萌振興局、羽幌町、遠別町
危機管理型ハード対策や堤防整備、河道掘削等の実施	M	継続実施	留萌振興局

② 的確な水防活動のための取組

水防団等との情報共有や水防に関する各種広報の充実や、市町村庁舎における洪水時の適切な機能を確保する必要がある。

これらを踏まえた対策として、以下の取組を実施する。

主な取組項目	課題の対応	目標時期	取組機関
② - 1 水防活動の効率化及び水防体制の強化に関する事項			
重要水防箇所の見直しや、危険箇所の確認	○	継続実施	留萌振興局、増毛町、小平町、苫前町、羽幌町、初山別村、遠別町、北海道警察、増毛町消防本部、留萌消防組合、北留萌消防組合
水防資機材の整備や情報共有等	P	継続実施	留萌振興局、留萌開発建設部、増毛町、小平町、苫前町、羽幌町、初山別村、遠別町、増毛町消防本部、留萌消防組合、北留萌消防組合
各機関と連携した水防訓練や水防に関する広報の充実	Q、R、S	継続実施	留萌振興局、留萌開発建設部、旭川地方気象台、増毛町、小平町、苫前町、羽幌町、初山別村、遠別町、陸上自衛隊、北海道警察、増毛町消防本部、留萌消防組合、北留萌消防組合
② - 2 市町村庁舎等の自衛水防の推進に関する事項			
市町村業務継続計画（BCP）の策定や、代替庁舎等による対応	T	継続実施	留萌振興局、初山別村、遠別町、北海道警察

③ 氾濫水の排水、浸水被害軽減に関する取組

排水施設等の配置、運用方法に関する情報を共有し、円滑かつ迅速な排水を行うため、以下の取組を実施する。

主な取組項目	課題の 対応	目標時期	取組機関
③ 水防活動の効率化及び水防体制の強化に関する事項			
排水施設等の情報共有や点検・改善の実施等	U	継続実施	留萌振興局、留萌開発建設部、増毛町、小平町、苫前町、羽幌町、初山別村、遠別町、増毛町消防本部、留萌消防組合、北留萌消防組合

④ その他

災害対応にあたる人材育成等の支援、災害時に対する支援及び災害情報の共有体制の強化として、以下の取組を実施する。

主な取組項目	課題の 対応	目標時期	取組機関
④ その他			
技術研修会の実施や連絡会議等による情報共有	V、W	継続実施	留萌振興局、留萌開発建設部、旭川地方気象台、増毛町、小平町、苫前町、羽幌町、遠別町、陸上自衛隊、北海道警察、増毛町消防本部、留萌消防組合、北留萌消防組合

7. フォローアップ

各関係機関の取組については、必要に応じて防災業務計画や地域防災計画等に反映することなどによって責任を明確にし、組織的、計画的、継続的に取り組むこととする。

原則、協議会を毎年出水期前に開催、取組の状況を確認し、必要に応じて取組方針を見直すこととする。また、実施した取組についても訓練等を通じて習熟、改善を図る等、継続的なフォローアップを行うこととする。

なお、今後全道で作成される他の取組方針の内容や技術開発の動向等を収集したうえで、随時、取組方針を見直すこととする。